

留学奨学金継続願について

〈留学奨学金継続願の提出の要否について〉

継続貸与の可否及び「留学奨学金継続願」の要否については以下のとおりです。「●」の場合は「留学奨学金継続願」を提出してください。

	留学経費		学籍上の身分	留学期間	国内奨学金		海外奨学金		
					第一種奨学金	第二種奨学金	第二種奨学金 (短期留学)	第二種奨学金 (海外)	
①		官民協働海外留学支援制度 (トビタテ留学JAPAN)	在学・留学・休学	3か月未満	○	○	-	-	
				3か月以上	○	○	○	-	
②	国費	海外留学支援制度	協定派遣	在学・留学・休学	3か月未満	○	○	-	-
				3か月以上	○	○	○	-	
		大学院学位取得型			○	○	○(※2)	○	
③	私費(※1)		在学・留学	3か月未満	○	○	-	-	
				3か月以上	○	○	○	○	
			休学	3か月未満	○	○	-	-	
				3か月以上	●	●	○	○	

(※1)：①, ②以外は、すべて「私費」として取扱います。

(※2)：ダブルディグリーに限る

「○」：継続貸与可能, 「留学奨学金継続願」提出不要

「●」：「留学奨学金継続願」の提出により, 継続して貸与可能

「-」：制度なし

〈休学して留学する場合〉

学籍上の身分が「休学」で留学する場合は, 留学先が「大学」又は「大学院」の場合でなければ継続貸与は認められません。

留学奨学金継続願を提出する場合は, 受入先の「入学許可書の写し」, 「その日本語訳」及び「アカデミックカレンダー」を添付してください。

〈留学が1年を超える場合〉

1年を超える留学期間の奨学金継続については「奨学金継続に係る申告書（留学継続）」を提出する必要があります。

（例）2021年9月1日～2023年3月31日まで留学

ア 1度目の「留学奨学金継続願」提出 ⇒ 2021年9月～2022年8月まで承認

イ 「奨学金継続に係る申告書」提出

ウ 2度目の「留学奨学金継続願」提出 ⇒ 2022年9月～2023年3月まで承認

イ及びウは同時に提出してください。2度目の承認始期が2022年9月なので、2022年7月中に提出してください。（承認始期の2ヶ月前の月の末日まで）

〈併用貸与の奨学生について〉

併用貸与の奨学生については、原則として承認開始希望月を同一にし、同時に「留学奨学金継続願」を提出してください。第一種奨学金のみ、第二種奨学金のみの「留学奨学金継続願」の提出は原則としてできません。